

報告第6号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成19年6月15日

提出者 足立区長 鈴木恒年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成19年2月8日	61,310円		平成18年12月27日、旧入谷南小学校に設置された防球ネットが突風にあおられ、同校正門前道路を走行していた相手方車両に当たり、前面ボディ等に損害を与えた。
平成19年2月15日	52,520円		平成18年11月13日、足立区中川三丁目21番先道路において、清掃車が走行していたところ、前方道路左側から飛び出してきた相手方自転車に接触し、相手方らに右腕及び右足打撲の傷害を与えた。
平成19年2月22日	55,650円		平成19年1月18日、蒲原中

			<p>学校校庭において、野球部員の投げたボールが防球ネットがない部分から飛び出し、相手方雨戸の戸袋を破損し、損害を与えた。</p>
平成19年3月6日	108,244円		<p>平成18年6月7日、足立区本木西町19番先道路において、相手方車両が走行していたところ、道路に突き出ていたごみ集積所看板が相手方車両左側面に接触し、損害を与えた。</p>
平成19年3月22日	125,380円		<p>平成18年5月26日、保木間四丁目児童遊園において、相手方が遊んでいたところ、砂場柵の扉と柵との間に手を挟み、相手方に左手小指裂傷の傷害を与えた。</p>